

令和 8 年度飼料製造管理者講習会について

1 飼料製造管理者制度

飼料製造管理者制度は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）に基づき、飼料の製造に当たり特別の注意を必要とする抗菌性飼料添加物を含む飼料等を製造する際に、飼料等の製造を実地に管理するため、その事業場ごとに法令に定められた資格を有する飼料製造管理者を設置する制度です。

飼料製造管理者に選任されるための資格は、①獣医師又は薬剤師、②大学等において薬学、獣医学、畜産学、水産学又は農芸化学の課程を修めて卒業したこと、③飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和 51 年政令第 198 号）第 5 条の各号に掲げる飼料又は飼料添加物の製造の業務に 3 年以上従事し、かつ農林水産大臣が定める講習会の課程を修了していることのいずれかに該当していることとされています。

2 飼料製造管理者講習会

農林水産大臣が定める講習会は、独立行政法人農林水産消費安全技術センターが開催することとされており、講習の内容は以下のとおりとなっています。昨年度同様、今年度も eラーニングシステムを用いて開催することとしました。なお、動画視聴にあたり PC 等のインフラに支障がある方につきましては、「4 お問合せ先」にお問い合わせください。

(1) 講習科目及び時間数（eラーニングシステムでの動画視聴）

ア 飼料及び飼料添加物概論	4 時間
イ 飼料及び飼料添加物の安全対策	4 時間
ウ 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法令	4 時間
エ 家畜衛生及び食品衛生に関する法令	4 時間
オ 飼料及び飼料添加物の製造管理	4 時間
カ 飼料及び飼料添加物の分析及び鑑定	4 時間
キ 家畜栄養学	4 時間
ク 家畜衛生学	4 時間
ケ 飼料及び飼料添加物の分析実習	4 時間

(2) 試験の実施（テストセンターでのコンピューターによる試験）

講習終了後、講習内容について試験を実施します。

(3) 講習会を修了した者

講習内容を修得し修了試験に合格した者には、修了証書を交付します。

なお、交付する修了証書は本年度から押印のないものとなりますので、

予めご了承ください。

3 講習会の開催について

(1) 開催日

〔講義〕 令和9年1月7日（木）～令和9年2月26日（金）

- ・受講中は動画視聴の一時中断、再開も可能です。受講期間内のご都合の良いときに計画的に受講してください。
- ・最終日までには必ず全講義科目を修了してください。全て修了しないと試験の結果によらず、本講習会の修了は不可となります。
- ・テキストはeラーニングシステム内にてダウンロードすることとなっています。サブテキストは、発行元から12月頃発注者へ郵送致します。

〔試験〕 令和9年2月26日（金）14時～16時

- ・最寄りのテストセンターにおいてPCによる受験（CBT試験）
11月頃、各自で最寄りの会場を予約していただきます。

(2) 定員 原則として設けません。

(3) 受講料 50,000円

※テストセンター予約のため10月21日（水）入金締切を予定しています。

※受講料とは別にサブテキスト代（希望者）が必要となります（詳細は受講許可通知時にお知らせします）。

(4) 受講手続

ア 受講対象者

本講習会は、飼料製造管理者による製造管理が義務付けられている飼料等を製造する事業場に勤務している方（今後勤務する予定の方も含む）を対象とした内容となっています。

なお、獣医師又は薬剤師の方、大学において薬学、獣医学、畜産学、水産学又は農芸化学の課程を修めて卒業された方は、飼料製造管理者の有資格者となりますので、受講の必要はありません（学科名が上記と異なる場合で同等の課程を修められている場合は要件確認が必要です）。

イ 受講の申請方法

受講申請者は、FAMIC ホームページの申込フォームにてお申し込みください。

FAMIC ホームページ>行事・講習会等：<https://www.famic.go.jp/event/>

※電話でのお申し込みは受け付けておりません。

※申請いただいた個人情報については、飼料製造管理者講習会に係る事務のみに利用し、他の目的で利用又は提供することはありません。

※申込後に登録内容の修正が必要となった場合等は、再度申込はせず

に「4 お問合せ先」にご連絡ください。

ウ 申請期間

令和8年7月15日（水）から令和8年8月31日（月）17時まで

※申請期間を過ぎると受付ができませんので、御注意ください。

エ 受講者の決定

受講申請を受付した後、9月末までに「受講許可通知書」及び「請求書」を受講者に送付します。

オ アカウンドのご連絡

入金確認後、10月末頃 CBT 試験に関するアカウント、12月下旬に eラーニングサイトに関するアカウントについて、受講申込時に記入していただいたメールアドレスに、ご案内メールを送付します。

アカウント作成の手続きまで進みますと、キャンセルによる受講料の返金はできませんのでご注意ください。

4 お問合せ先（ホームページ等）

〒330-9731

埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎検査棟
独立行政法人 農林水産消費安全技術センター 肥飼料安全検査部
飼料管理課（担当：石田）

TEL 050-3797-1857

ホームページ：https://www.famic.go.jp/ffis/feed/sub2_koshu.html

電子メール：kanrisha@famic.go.jp